

千葉県動物愛護セミナー  
人の福祉と動物愛護について考える

## 講演2

# ペットの飼育問題に対する人の福祉からのアプローチ ～動物愛護管理との連携について～

2026年2月8日（日）

浦和大学 社会学部総合福祉学科

社会福祉士・精神保健福祉士 中土 純子

## はじめに

1. 研究テーマと問題関心
2. 動物飼育問題に関する動向
3. 動物飼育問題に関する取り組み
4. ソーシャルワーク事例
5. 社会福祉と動物福祉
6. 今後の課題と展望
7. 補足資料

### 用語の整理

- ・ ペット＝飼育動物 ※コンパニオンアニマル， 伴侶動物， 愛玩動物
- ・ 「動物愛護」と「動物福祉」  
※animal welfare (動物福祉)、animal protection (動物保護)、animal rights (動物の権利)
- ・ 動物の愛護及び管理に関する法律：An Outline of the Act on Welfare and Management of Animals

## 1. 研究テーマと問題関心：略歴

### ソーシャルワーク実践

- ・ 社会福祉士・精神保健福祉士
- ・ 老人保健施設、在宅医療クリニックに勤務
- ・ 2015年～自立支援専門員（埼玉県社会福祉士会受託事業）  
\* 生活保護世帯への支援

### 動物とのつながり

- ・ ボルゾイ：ドッグショーを通じて繁殖業界の実情を知る
- ・ ジャックラッセルテリア：繁殖引退犬を家族に迎える
- ・ 猫：保護猫活動をしている動物病院から家族に迎える

## 1. 研究テーマと問題関心

### 現在の主要なテーマ

- ① 生活保護・生活困窮者支援とソーシャルワーク実践
- ② ソーシャルワークと動物福祉
  - ・ 日本で動物福祉が遅れているのはなぜなのか
  - ・ ソーシャルワーカーは何ができるのか/すべきか

## 1. 研究テーマと問題関心：前提として

日本で動物福祉が遅れているのはなぜなのか

- ・「動物愛護」と「動物福祉」の違い
- ・日本独特の事情や背景

ソーシャルワーカーは何ができるのか/すべきか

- ・“ペットの飼育問題”は人や地域の問題（課題）と捉える  
→ 社会福祉領域のテーマであるという認識が重要

※現状：社会福祉士養成の教科書・カリキュラムに  
“動物”は支援対象として登場していない

## 1. 研究テーマと問題関心：前提として

社会福祉分野で「動物」が登場するトピック

- ・児童虐待/殺傷事件との関連
- ・動物介在療法（AAT: Animal Assisted Therapy）  
※高齢者や障害者、医療機関、更生施設での動物療法
- ・身体障害者補助犬法：盲導犬、介助犬、聴導犬

社会福祉法 第1条：目的

「社会福祉を目的とする事業の全分野における共通基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資すること」

- 社会福祉法の目的は「地域福祉の増進を図ること」
- 地域福祉計画・地域保健福祉計画等の項目に「動物との共生」が見られる

## 2. 動物飼育問題に関する動向：生じる課題

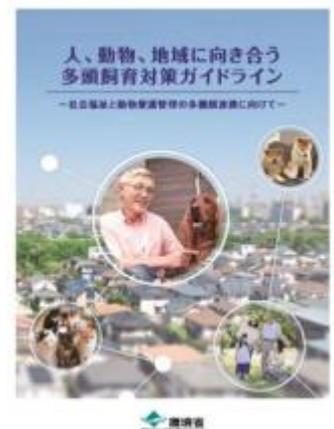
- ・ 動物の飼育費が生活費を圧迫する → 生活困窮
- ・ 動物の抜け毛・糞尿等による悪臭、不衛生な住環境 → 住環境の悪化
- ・ 鳴き声や悪臭に対する近隣からの苦情  
・ 動物がいるため入院や通所サービスの利用を拒否 → 社会的孤立  
・ 飼い犬が獰猛で支援者の訪問が困難
- ・ ペット不可の県営住宅で動物を飼育している → 転居困難
- ・ 狂犬病予防接種等の各種ワクチン未接種 → 身体・健康上の問題  
・ 犬の散歩時に引っ張られて転倒
- ・ 不妊手術等をしていない → 多頭飼育崩壊のリスク

## 2. 動物飼育問題に関する動向：環境省「ガイドライン」

多頭飼育問題は、動物ではなく**人の問題**であるという認識が広まる

→ 2021年 環境省「ガイドライン」

- ・ 行政、保護団体、福祉関係者、市民などの「**連携**」が必要である
- ・ **予防**と**再発防止**の重要性が指摘され、自治体の取り組みが広がりつつある



## 2. 動物飼育問題に関する動向：環境省「ガイドライン」の内容

### 多頭飼育問題が生じる社会的背景

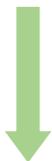
- ・就労困難、失業による収入減少
- ・疾病、障害等による心身の健康喪失
- ・ライフステージの変化 等

多頭飼育問題

生活困窮により生じる  
様々な問題の一つ

### 多頭飼育問題の背景

飼い主の生活困窮や社会的な孤立等がある



- ①社会福祉の支援が必要な飼い主が多い
- ②飼い主から強制的に動物を取り上げることが難しい
- ③再発リスクが非常に高い
- ④根本的な解決のためには飼い主に働きかける必要がある

「人の問題」と「動物の問題」として別々に対応するのではなく、関係者が連携して対応することが重要

## 2. 動物飼育問題に関する動向：多頭飼育問題が生じる社会的背景

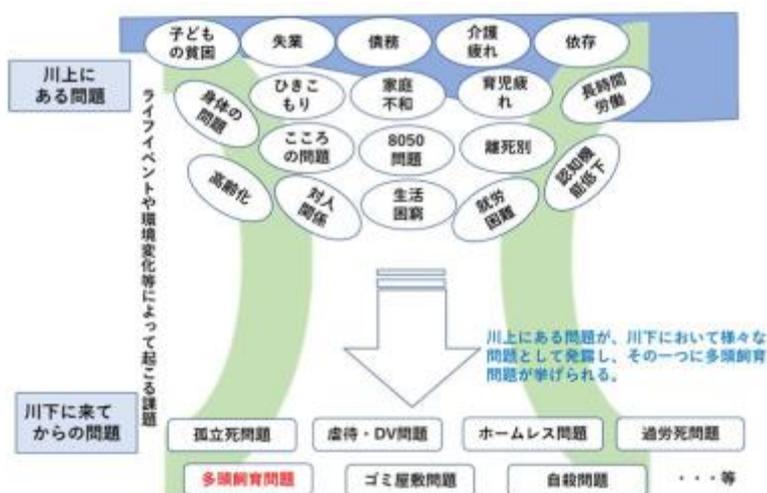


図 6 多頭飼育問題が生じる社会的背景

〈出典：佐藤尚治(社会福祉法人 長野県社会福祉協議会)、社会的孤立の背景と要因～社会福祉の立場からみた多頭飼育者の特徴について～を一部改変〉

※前掲ガイドライン16頁

## 飼い主が持つ要素及びその特徴：7つの要素

※2019年 環境省「社会福祉施策と連携した多頭飼育対策推進事業アンケート調査」

不衛生	動物の糞尿や死体、ゴミの放置による非常に強い悪臭や害虫の発生 入浴や洗濯を怠る等
自立困難	認知機能や身体能力の低下
貧困	経済的な困窮による家賃や公共料金の未払い 適切な金銭管理ができていない等
暴力	近所の住民への暴言や威嚇的行動、特定の人物や話題にのみ 攻撃的な態度を取る等
動物への固執	動物の所有権、殺処分や不妊去勢手術へ非常に強い抵抗感を示す等
サービス拒否	医療や保険、福祉サービスを拒否する傾向が強い
依存	アルコールやギャンブル、動物等への依存

## 3. 動物飼育問題に関する取り組み：自治体の取り組み①

2022年9月22日 滋賀県健康医療福祉部生活衛生課 「滋賀県多頭飼育問題対策マニュアル」  
<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5365489.pdf>

 <p>滋賀県</p>	<b>飼い主の生活状況の悪化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>【衛生面への影響】 <ul style="list-style-type: none"> <li>糞尿等の堆積、散乱</li> <li>臭気の発生</li> <li>害虫、ねずみの発生</li> </ul> </li> <li>【経済面への影響】 <ul style="list-style-type: none"> <li>飼育費用による逼迫</li> </ul> </li> <li>【衣食住への影響】 <ul style="list-style-type: none"> <li>身体や衣服の汚れの放置</li> <li>栄養状態の悪化</li> <li>住居の損傷の放置</li> </ul> </li> <li>【つながりへの影響】 <ul style="list-style-type: none"> <li>近隣住民とのトラブル</li> <li>地域における孤立</li> <li>人間不信</li> </ul> </li> </ul> <p>等</p>	<b>動物の状態の悪化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>【飼育管理への影響】 <ul style="list-style-type: none"> <li>不十分な給餌、給水</li> <li>毛玉や伸び過ぎた爪の放置</li> </ul> </li> <li>【健康面への影響】 <ul style="list-style-type: none"> <li>栄養不良</li> <li>治療の必要な動物の放置</li> <li>感染症の蔓延</li> </ul> </li> <li>【飼育環境の悪化】 <ul style="list-style-type: none"> <li>過密状態の発生</li> <li>不適切な行動の制約</li> </ul> </li> <li>【社会性への影響】 <ul style="list-style-type: none"> <li>人との適切な関係性の欠如</li> <li>人慣れしていない</li> </ul> </li> </ul> <p>等</p>	<b>周辺の生活環境の悪化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>【衛生面への影響】 <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみや汚物の堆積</li> <li>悪臭や騒音</li> <li>害虫、ねずみの発生</li> </ul> </li> <li>【犬猫による事故等】 <ul style="list-style-type: none"> <li>逸走した犬猫の周辺家屋への侵入</li> <li>咬傷事故の発生</li> </ul> </li> </ul> <p>等</p>
--	---	--	--

図1 多頭飼育問題の3つの影響

※マニュアル pp.1

### 3. 動物飼育問題に関する取り組み：自治体の取り組み②

2021年7月～8月 滋賀県介護支援専門員連絡協議会

#### 介護支援専門員を対象とした多頭飼育問題に関するアンケート調査



- ・24%の介護支援専門員が多頭飼育問題を抱えている利用者の担当経験有
- ・87%で猫が飼育されており、57%が屋内外の出入りが自由な飼育状態
- ・利用者や家族から動物の飼育について相談を受けた事例は13%

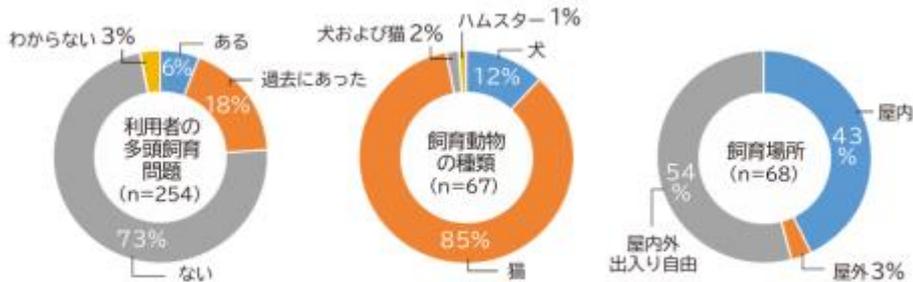


図4 介護支援専門員を対象とした多頭飼育問題に関するアンケート調査結果 (抜粋)

※マニュアル pp.3

### 3. 動物飼育問題に関する取り組み：自治体の取り組み③

2021年11月～12月 社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会

#### 相談支援機関等における複合的な課題への対応にかかる調査

- \* 滋賀県内の相談支援機関を対象に実施
- \* 2021年4月～9月末の対応ケースについてとりまとめた



- ・約4割の機関が多頭飼育問題への対応を実施している
- ・約半数の機関において、多頭飼育問題に対して分野を超えた連携による支援が出来ているものの割合が1割未満

表2 「動物の多頭飼いをしており世話ができないケース」のうち、分野を超えた連携による支援が出来ているものの割合

機関名	1割未満	1～3割未満	3～5割未満	5～8割未満	8割以上
地域包括支援センター (n=25)	14	3	4	1	3
障害の相談支援事業所 (n=8)	5	1	2	0	0
利用者支援事業 (子ども) の実施機関 (n=1)	0	0	0	1	0
自立相談支援機関 (n=4)	1	0	1	0	2
社会福祉協議会 (n=4)	1	1	0	1	1
市町の重要な支援担当または地域共生担当 (n=1)	0	1	0	0	0
合計 (n=43)	21	6	7	3	6

表1 「動物の多頭飼いをしており世話ができないケース」の数

機関名	ない	1～10件	11～30件	31～50件	51件以上
地域包括支援センター (n=38)	14	22	2	0	0
障害の相談支援事業所 (n=27)	19	7	1	0	0
利用者支援事業 (子ども) の実施機関 (n=12)	11	1	0	0	0
自立相談支援機関 (n=16)	12	4	0	0	0
社会福祉協議会 (n=10)	6	4	0	0	0
市町の重要な支援担当または地域共生担当 (n=6)	5	1	0	0	0
合計 (n=109)	67	39	3	0	0

※マニュアル pp.4

### 3. 動物飼育問題に関する取り組み：自治体の取り組み④

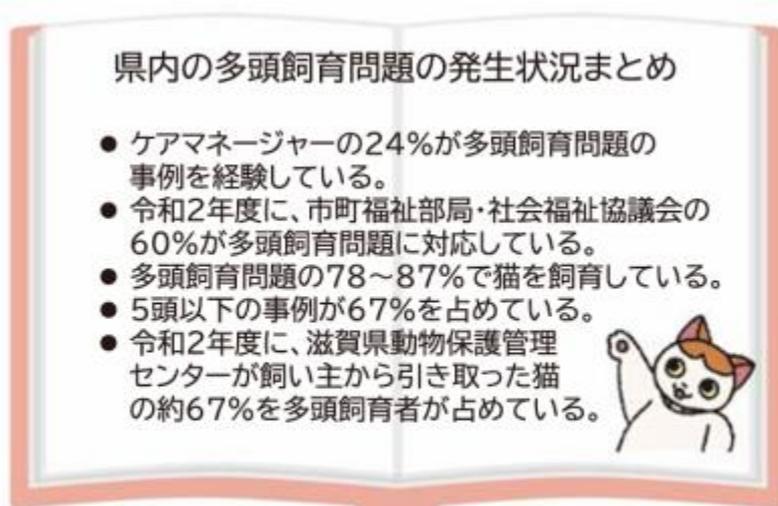


図7 県内の多頭飼育問題の発生状況まとめ ※マニュアル pp.5/7



図9 多頭飼育問題が深刻化する構造と本マニュアルの目的

### 3. 動物飼育問題に関する取り組み：自治体の取り組み⑤

2021年度 滋賀県動物保護管理センター・県内6保健所で引き取った犬27事例  
 \* 44% (12件) は飼い主の死亡、高齢、疾病、生活困窮または入院が理由



図16 令和3年度滋賀県動物保護管理センターにおける犬の引取り依頼理由

※マニュアル pp.19

↓  
 エンディングノート  
 もしもに備える  
 うちのご手帳

## 4. ソーシャルワーク事例：概要

### あるケースとの出会い

- ・ 50代男性 → 家族・親族と断絶状態
- ・ 猫の多頭飼育崩壊状態 → 避妊・去勢手術拒否
- ・ 劣悪な生活環境 → 電気・ガスの供給停止
- ・ 精神疾患の疑い → 受診拒否

「猫たちは大切な家族だから絶対に手放さない！」

## 4. ソーシャルワーク事例：経過

### 支援者の心情

- ・ 本人の生活改善のためには、猫たちをなんとかしなければ
- ・ 猫がかわいそう。これは虐待だ！

## 4. ソーシャルワーク事例：現状

### 支援経過

※本人の“敵”にならないこと

→ 本人を否定せず尊重する姿勢を示す

- ・ 法テラス同行 → 債務整理, 電気復活
- ・ 動物指導センターとの連携 → 子猫・一部成猫の譲渡
- ・ 保健センターとの連携 → 定期的面談 (受診拒否)
- ・ 交番・警察署との連携 → 関係修復せず
- ・ 親族との連絡 → 関係修復せず

現状：猫の繁殖予防策も不完全で、  
生活環境・飼育環境の改善には至っていない

## 4. ソーシャルワーク事例：動物管理行政との連携

### <動物指導センターとの連携>

- ・ 子猫の譲渡から交渉を進める
  - ・ 弱い個体、懐かない個体の譲渡
  - ・ 里親募集/決定の画像や動画を共有
  - ・ ケージの貸し出し、搬送協力
- ※10頭以上の飼育届を提出

### <保健センター・町役場との連携>

- ・ さくらねこ無料不妊手術事業の申請
- チケット発行後、手術を拒否

## 5. 社会福祉と動物福祉

### 動物の飼育問題が生じる背景：飼い主側にある課題

- ・ 安易に動物を入手し飼育する
- ・ 飼育にかかるコスト意識や知識が不十分
- ・ 動物に対する依存（強い愛着・執着）
- ・ 適正な飼育・ケアの知識不足

- ・ 精神疾患/障害
- ・ 知的障害
- ・ 認知症
- ・ 貧困・社会的孤立 等

### 動物の飼育問題が生じる背景：法制度上の課題

- ・ 所有権の壁
- ・ 管轄行政と責任の所在
- ・ 動物飼育（入手）の容易さ
- ・ 初期介入の意識不足
- ・ 国と自治体の取り組み体制（地域格差）

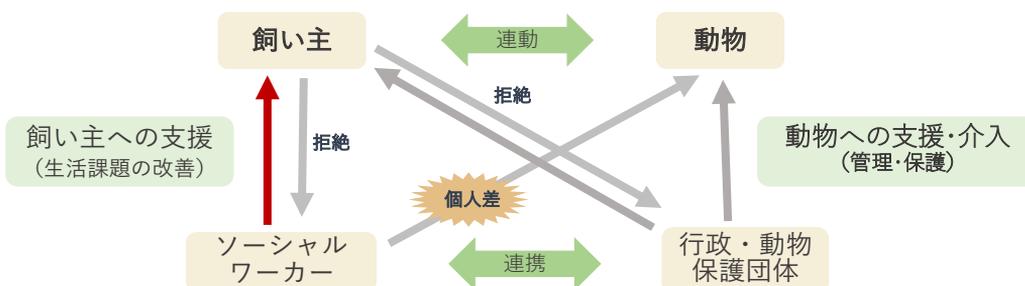
## 5. 社会福祉と動物福祉

### 支援者（ソーシャルワーカー）の立場と困難を感じる要因

- ① 動物に関する制度やサービスの知識不足
- ② 動物保護団体や行政機関との連携が不十分
- ③ 動物福祉に対する意識やジレンマ

\* 「命」の扱われかたへの苦悩（個人差あり）

※保護団体からの歩み寄り



## 5. 社会福祉と動物福祉：求められる視点

「動物の問題」に先行して「人間の生活課題」が生じている

- ・ 「動物の飼育問題」を生活困窮や社会的孤立の問題として捉える
- ・ 社会福祉専門職が「飼育動物」の状況に関心を持ち、対処していくことが早期発見・早期対応につながる

地域福祉の課題として「動物の問題」を捉える

- ・ 動物に対する個人的感情に依拠しない支援の枠組みが必要
- ・ 社会福祉専門職として「動物の問題」にも取り組む姿勢を保つ  
= 「動物福祉」と「社会福祉」の両立を目指す実践につながる



ソーシャルワーク専門職のグローバル定義

社会変革と社会開発、社会的結束、**社会正義**、人権 等

## 6. 今後の課題と展望

① 社会福祉専門職の実践・教育に動物の飼育問題を位置付ける

➡ 実践報告・研究の積み重ねが必要 ➡ 動物福祉実践の理論化

② 自治体の取り組みから政策へつなげる

➡ 地域福祉計画，地域保健福祉計画等に組み込む ➡ 市民の声

③ 保護団体を支援するシステムの構築

➡ 保護団体・者がパンクしない仕組みが必要 ➡ 監視と規制

④ 「動物福祉」の社会的意識向上

➡ 日本社会における動物の「扱い」が問われる ➡ 愛護と福祉

⑤ マダニ感染症（SFTS）の動向 ※致死率10～30%

## 6. 今後の展望：「One Welfare」へ

ワン・ウェルフェアとは、動物福祉、人間の幸福、そして物理的・社会的環境の相互関係を説明する概念である

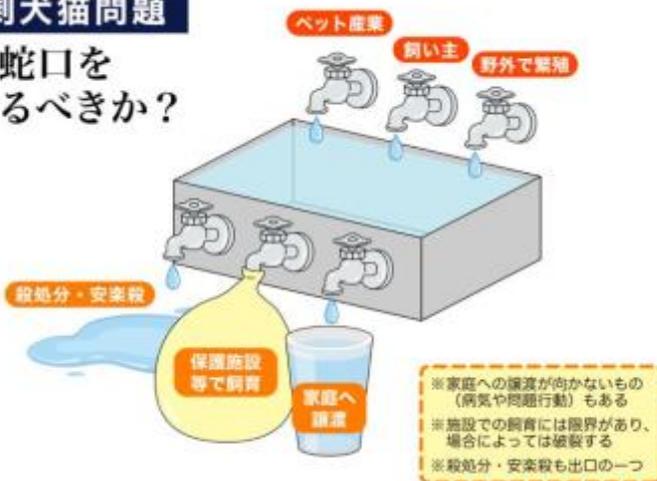
1. 動物虐待/ネグレクトと人間への虐待の関連性
2. 動物福祉の向上による社会的影響
3. 動物の健康と福祉、人間の幸福、食料安全保障と持続可能性
4. 動物、人間、環境が関与する支援的介入
5. 持続可能性：生物多様性、環境、動物福祉、人間の幸福のつながり

Rebeca Garcia Pinillos (2016)

## 7. 補足資料①

### 余剰犬猫問題

どの蛇口を  
閉めるべきか？



人と動物の共生センター  
2017年  
「余剰犬猫問題蛇口モデル」

## 7. 補足資料②：ソーシャルワークの理論化

### 海外の動向

- ・ソーシャルワークは人間中心主義の価値体系で成り立っている  
※倫理綱領に人間以外の動物についての言及がない

種差別と批判



- \* 米国でペットを飼っている世帯は60%を超える
- \* そのほとんどが飼い主によって家族の一員とみなされている

コンパニオンアニマルは家族システムの中で中心的な位置を占めている  
クライアントや患者の生活の重要な一部となっている



- 環境ソーシャルワーク
- グリーンソーシャルワーク
- 獣医ソーシャルワーク
- ワンウェルフェア：One Welfare



新たな理論化・実践へ

## 7. 補足資料③：社会福祉と動物福祉の接点

### 動物虐待と児童虐待/DV

- ・アメリカ動物愛護協会（AHA: the American Humane Association）
  - \* 1922年までに539の加盟団体のうち、307団体が被虐待児の保護も行う
  - \* 児童保護部門と動物保護部門を並行して維持
- ・動物虐待と家庭内暴力に強い相関性がある →

保健・福祉、医療、獣医療による早期のアセスメントが重要

### 「動物福祉」の社会的意識向上

- ・ペット（愛玩動物）だけでなく、畜産やその他の動物へ広げていく
  - ➡ “食の安全” “環境” “社会のありかた” につながる
  - ➡ 動物の命や福祉を考えると、人命の価値や福祉を考えるとつながっているという理解から、ソーシャルワークを再考すべき

## 7. 補足資料④：ペット飼育の状況（1）

一般社団法人ペットフード協会 <https://petfood.or.jp/data-chart/>

### 2024年全国犬猫飼育実態調査結果

ペットの頭数 犬 679.6万頭  
猫 915.5万頭 合計 1,595.1万頭

### 2024年文科省 学校基本調査

小学生の数 594万3,401人  
中学生の数 314万1,000人 合計 約908.4万人

## 7. 補足資料⑤：ペット飼育の状況（2）

※ペットフード協会

1	<b>犬の飼育頭数下げ幅は縮小、猫の飼育頭数は横ばい</b> <ul style="list-style-type: none"><li>犬の飼育頭数は約4.8万頭の減少。新規飼育頭数は横ばい傾向。</li><li>猫の飼育頭数は横ばい。新規飼育頭数の減少幅は縮小。</li></ul>
2	<b>飼育支援商品・サービスの浸透に課題</b> <ul style="list-style-type: none"><li>犬飼育者、猫飼育者ともに飼育支援商品・サービスの利用率が全体的に低い。</li><li>ペットホテル・セカンドハウス、ペットのしつけ・トレーニング、ペット用見守りカメラ、ペット用自動給餌器は飼育意向者の飼育意向が高まる商品・サービス。また、無料預りサービスは認知は低い飼育意向が高まると回答する人の割合は高い。</li></ul>
3	<b>飼育効用として、感情面での効用は特に感じられやすい</b> <ul style="list-style-type: none"><li>感情面での飼育効用のほうが、物理的な飼育効用よりも感じられている。</li><li>飼育意向者においても、具体的な健康効用よりも感情面での効用のほうが飼育意向が高まる様子。</li></ul>
4	<b>犬猫飼育者の防災対策は不十分</b> <ul style="list-style-type: none"><li>普段の飼育の延長でできる対策は3割以上が実施している傾向。</li><li>一方で、しつけや情報収集に関する対策を実施している人は少ない。</li><li>同行避難と同伴避難の違いを理解する人は約6割。</li><li>一方で、最寄りの避難所を知っているのは2割に満たない。</li></ul>
5	<b>年々、経済的理由でペット飼育のハードルが高くなっている</b> <ul style="list-style-type: none"><li>犬猫ともに、飼育の阻害要因として、「お金がかかる」（ペットの）価格が高い」のスコアが上昇傾向。</li></ul>

## 7. 補足資料⑥：ペット飼育の状況 (3)

内閣府「動物愛護に関する世論調査」2010年9月 \* 全国20歳以上3,000人が対象

ペットを「飼っている」と答えた者 34.3% (複数回答, 上位3項目)

- ・犬 58.6%
- ・猫 30.9%
- ・魚類 19.4%

※ペットフード協会のデータ  
犬：8.76%  
猫：8.61%

去勢または不妊の手術をしているか

### 犬

- ・全て手術済 30.8%
- ・一部手術済 5.1%
- ・手術をしていない 62.3%

### 猫

- ・全て手術済 72.3%
- ・一部手術済 3.9%
- ・手術をしていない 22.3%

## 7. 補足資料⑦：ガイドライン策定の流れ

1973年 動物の保護及び管理に関する法律 制定

法の目的：動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止すること

- ・動物の虐待の防止
- ・動物の適正な取り扱い
- ・その他動物の愛護に関する事項

1997年 神戸連続殺傷事件

1999年 改正 動物の愛護及び管理に関する法律 ※名称変更

2012年 改正 「人と動物の共生する社会の実現」が明記される

2013年 環境省「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」

2018年 同省「社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関する検討会」設置

「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン  
～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～」

## 7. 補足資料⑧：イギリス（1）

※イングランド/ウェールズ

1960年代～ 「家畜」の扱いに対する批判が強まる

1824年 動物虐待防止協会設立 ※世界初の民間の動物福祉団体

→ 王立動物虐待防止協会（RSPCA）へ改称

1911年 **動物保護法** ほぼすべての動物の虐待や闘技を禁止

1992年 英国畜産動物福祉専門委員会「5つの自由」を規定

①空腹及び渇きからの自由

④正常行動発現の自由

②不快からの自由

⑤恐怖及び苦悩からの自由

③苦痛・損傷・疾病からの自由

2006年 **動物福祉法** 各種の動物関連法を整理・統合  
懲役を最高6か月→5年へ

## 7. 補足資料⑨：イギリス（2）

### 王立動物虐待防止協会（RSPCA）

※ The Royal Society for the Prevention of Cruelty to Animals

- ・年間予算 約144億円
- ・家畜や野生動物も対象、飼い主への生活支援も行う
- ・特殊作戦部隊、査察官、動物救助官が活動
- ・制服警官と秘密捜査官からなる専門チームも配置
- ・1,500人を超える従業員、約2,800人のボランティアが協会を支える

・2019年 1,218,364件の虐待通報を受け、323人の査察官が調査  
→ 1,432件の有罪判決（93.7%）

※私人訴追

\* 懲役49件、執行猶予付懲役143件、罰金201件、飼育禁止538件、社会奉仕活動340件

“Animal welfare is everyone's welfare” 動物福祉は すべての人の福祉である

## 7. 補足資料⑩：アメリカ

1867年 **アメリカ動物虐待防止協会** 発足

ASPCA：The American Society for the Prevention of Cruelty to Animals  
\* 米国初の動物保護団体

1966年 **連邦法「動物福祉法」修正**

\* 販売業者やブリーダーの免許制度等を規定

2019年1月1日～ ペットショップで販売される犬猫ウサギは全て  
保護施設から入手したものでなければならぬ  
とする州法成立

2024年以降 ニューヨーク州で犬猫のペットショップ販売を禁止

## 7. 補足資料⑪：諸外国の例

**ドイツ**

1972年 動物福祉法：脊椎動物全般を保護対象とする  
1990年 民法を改正し、動物は物ではないことを規定  
2002年 憲法に「動物保護」が国家目標として明記される

**スペイン**

2023年 「動物福祉法」全面改正

- ・動物は「感覚のある存在」として認められ、権利を持つと明記
- ・ペットショップでの犬、猫、フェレットの販売を禁止
- ・つなぎ飼育、ケージ飼育、バルコニーやテラスでの飼育を禁止
- ・犬の飼い主向けオンライン講習の義務化
- ・犬を飼う場合、第三者への損害賠償責任保険への加入を義務化
- ・犬を24時間以上単独にすることを禁止

**スウェーデン**

犬を屋外につなぐのは2時間まで

\* 同様の動物福祉法を有する国は多い  
オーストリア、フランス、スイス、ポルトガル、ニュージーランド、オーストラリア等

## 7. 補足資料⑫：日本の特徴

### 愛玩動物（ペット）に限定的

- ・日本社会における“動物”の位置付け ≠ 動物福祉
- ・ペット産業、ペットビジネスの興隆
- ・保護団体への依存

### 管轄行政の縦割り

#### 環境省

鳥獣保護、希少種保全、外来生物、海洋哺乳類  
動管法（動物取扱業）

ガイドライン

#### 厚労省

保健所、感染症、狂犬病、人獣共通感染症、補助犬法

社会福祉

#### 農水省

獣医師法、動物検疫、畜産、家畜伝染病

#### 警察

※刑事事件としての介入

## 7. 補足資料⑬：心得

表3 連携時の心得

### 多機関連携による多頭飼育問題対策 心得

- ・「対応できない」と押し付け合わず、それぞれの専門性の“のりしろ”を出し合い、重ねるものと心得るべし
- ・連携とはどこで情報を探知しても共有することと心得るべし
- ・予防、早期対応のため、不安を共有することから始めるべし
- ・人と犬猫の両方の側面からアプローチするべし
- ・犬猫を飼うことを“悪”とせず、犬猫と共に過ごす“普段の暮らしの幸せ”を支援するべし

※前掲：滋賀県マニュアル pp.8

## 参考資料・文献（抜粋）

- \* 環境省. 「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～」 2021年3月
- \* 環境省. 令和元年度 社会福祉施策と連携した多頭飼育対策推進事業アンケート調査報告書. 2020
- \* 滋賀県健康医療福祉部生活衛生課 「滋賀県多頭飼育問題対策マニュアル」 2022年9月22日
- \* 打越綾子（2021）「多頭飼育問題の解決に向けた多職種連携の必要性」 『月刊福祉』 104(2). 70-73
- \* 打越綾子（2022）『動物問題と社会福祉政策－多頭飼育問題を深く考える』 ナカニシヤ出版
- \* 江口洋一郎（2024）『動物論争の未来学』
- \* 佐藤亜樹（2024）「高齢者等のセルフ・ネグレクトと多頭飼育崩壊－保護犬・保護猫団体と社会福祉行政・機関の連携が本人とペット・地域コミュニティにおよぼす影響」 『ユニバーサル財団報告書』 1-26
- \* Janet Hoy-Gerlach, Martha Delgado and Heather Sloane（2019）「Rediscovering connections between animal welfare and human welfare: Creating social work internships at a humane society」 *Journal of Social Work*, Vol. 19(2) 216–232
- \* Nik Taylor, Carole Adamson, Bind Bennett, and Heather Fraser（2025）「Animals and Social Work」 *Volume 37,number1, Aotearoa New Zealand Social Work*

※質問やご意見などがあれば → [ju.nakatsuchi@urawa.ac.jp](mailto:ju.nakatsuchi@urawa.ac.jp)